

# 入札公告

次のとおり事後審査方式一般競争入札に付します。

令和8年1月16日

契約者

名古屋高速道路公社 理事長 松井 圭介

入札に付する事項	[1]	工事名	市道高速1号新黄金オンランプ（西）工区上部工事
	[2]	工事場所	名古屋市中川区九重町地内
	[3]	工事内容	別冊図面及び別冊仕様書のとおり
	[4]	工期又は全体工期	工期 契約締結日の翌日から 令和11年12月20日（木）まで
	[5]	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	有
	[6]	入札方式	総合評価落札方式（技術提案書の提出：有）
	[7]	予定価格の事前公表	公表
	[8]	契約方法	総価契約
	[9]	予定価格 (消費税及び地方消費税抜き)	金 2,110,500,000 円
	[10]	調査基準価格及び失格判断基準の設定有無	有
	[11]	最低制限価格の設定有無	無
	[12]	電子入札システム対象	対象
	[13]	電子入札システム選択工種	鋼構造物工事
	[14]	週休二日制の対象	対象
	[15]	週休二日制の適用方式	週休二日閉所制
競争参加資格	[16]	業種	鋼構造物工事業
	[17]	等級区分	単体の場合はA等級のみとする。 特定建設工事共同企業体を構成する場合は、A等級の2者（A・A）、又はA等級及びB等級の2者（A・B）とする。ただし、代表構成員は、A等級の者とする。
	[18]	事業所の所在地 (本店、支店又は営業所)	愛知県内
	[19]	施工実績	<p>平成22年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の要件ア～エを、同一工事においてすべて満たす工事を施工した実績を有すること。特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表構成員以外も同様とする。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種工事の要件           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下記いずれかの機関が発注した工事               <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋高速道路公社</li> <li>・国土交通省</li> <li>・愛知県</li> <li>・名古屋市</li> <li>・東日本高速道路株式会社</li> <li>・中日本高速道路株式会社</li> <li>・西日本高速道路株式会社</li> <li>・本州四国連絡高速道路株式会社</li> <li>・首都高速道路株式会社</li> <li>・阪神高速道路株式会社</li> <li>・広島高速道路公社</li> <li>・福岡北九州高速道路公社</li> </ul> </li> <li>イ 市街地<sup>※1</sup>における道路橋<sup>※2</sup>（歩道橋を除く）を対象とした工事</li> <li>ウ 最大支間長が40m以上である、連続鋼床版鉄桁橋、連続鋼床版箱桁橋又は同等以上<sup>※3</sup>のいずれかの製作及び架設工事</li> <li>エ 構造物との近接施工<sup>※4</sup>を伴う工事</li> </ul> </li> </ul> <p>※1 市街地とは、総務省統計局国勢調査による人口集中地区（DID地区）をいう。 なお、実績は、工事施工期間時点でのDID地区。</p> <p>※2 道路橋とは、道路法（昭和27年法律第180号）で定める道路における橋梁をいう。</p> <p>※3 連続鋼床版鉄桁橋、連続鋼床版箱桁橋と同等以上とは、連続桁であるトラス橋、アーチ橋、ラーメン橋、斜張橋、吊橋の技術を要する橋梁とする。</p> <p>※4 構造物との近接施工とは、コリンズの実績データで「近接施工の有無：有り」と登録されているものをいう。なお、近接施工の対象構造物は問わない。</p>

競争参加資格	[20]	技術者	<p>次に掲げる要件を満たす監理技術者（監理技術者の配置を要しない場合は主任技術者）を現場着手時（令和9年4月1日を予定）までに専任で配置できること。</p> <p>ア 技術士（建設部門）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者  イ 平成22年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の要件①～③を、同一工事においてすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種工事の要件           <ul style="list-style-type: none"> <li>① [19]アに同じ</li> <li>② [19]イに同じ</li> <li>③ 最大支間長が40m以上である、連続鋼鈑桁橋、連続鋼箱桁橋又は同等以上*のいずれかの架設工事</li> </ul> </li> </ul> <p>* 連続鋼鈑桁橋、連続鋼箱桁橋と同等以上とは、連続桁であるトラス橋、アーチ橋、ラーメン橋、斜張橋、吊橋の技術を要する橋梁とする。</p> <p>ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者  エ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係をいう。）にあること。</p>
	[21]	特例監理技術者の配置可否	不可
	[22]	本工事に係る設計業務等の受注者	中部復建株式会社、株式会社復建技術コンサルタント、日本振興株式会社
	[23]	その他	—
入札手続き等	[24]	担当部課	〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目8番16号 名古屋高速道路公社 総務部総務課（契約・財産管理担当） 電話052-222-8417
	[25]	技術資料に関する問い合わせ先	〒453-0804 名古屋市中村区黄金通7丁目28番1号 名古屋高速道路公社 都心アクセス事業部都心アクセス工事第一課（工事第一担当） 電話052-756-5966
	[26]	設計図書の入手方法等	交付希望者は、電子入札システム内の入札情報サービスよりダウンロードしてください。 URL <a href="https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html">https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html</a>
	[27]	設計図書の掲載期間	令和8年1月16日（金） 10時00分 から 令和8年2月17日（火） 16時00分 まで
	[28]	申込書等の提出期間	令和8年1月16日（金） 10時00分 から 令和8年1月30日（金） 16時00分 まで
	[29]	質問書の提出期間	令和8年1月16日（金） 10時00分 から 令和8年1月23日（金） 16時00分 まで
	[30]	回答書の掲載期間	令和8年1月28日（水） 10時00分 から 令和8年2月17日（火） 16時00分 まで
	[31]	入札書及び工事費内訳書の提出期間	令和8年2月16日（月） 10時00分 から 令和8年2月17日（火） 16時00分 まで
	[32]	入札回数	1回
	[33]	開札日時	令和8年2月18日（水） 午後1時30分
	[34]	開札場所	名古屋市中区栄一丁目8番16号 名古屋高速道路公社 本社 4階 会議室
その他	[35]	入札保証金	免除
	[36]	契約保証金	要
	[37]	前払金	契約金額の10分の3以内
	[38]	部分払	10回以内
	[39]	契約書作成の要否	要
	[40]	留意事項	審査に必要な書類は、次頁以降の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。

## 1. 工事概要

- (1) 工事名 入札に付する事項[1]を参照
- (2) 工事場所 入札に付する事項[2]を参照
- (3) 工事内容 入札に付する事項[3]を参照
- (4) 工期又は全体工期 入札に付する事項[4]を参照

**入札に付する事項[4]**に全体工期が設定されている場合、契約締結日の翌日から工事の始期までの期間は、主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を配置することを要しない。また、資材の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、契約締結日の翌日から工事の始期までの期間に行う準備は受注者の責により行うものとする。

- (5) **入札に付する事項[6]**に従い技術提案書の提出を求める場合は、技術の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）で実施します。
- (6) **入札に付する事項[5]**が「有」の場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事です。
- (7) **入札に付する事項[12]**が「対象」の場合は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子入札システム」という。）により行います。本入札への参加は、本入札公告に定める入札書の提出期間において、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく認定認証事業者が発行した電子的な証明書（注）を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、かつ電子入札システムへICカードによる利用者登録を行っていることが必要となります。

また、ICカードの名義人（商号又は名称、所在地を含む。）は、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）の一般競争有資格者名簿に登録された代表者である必要があります。ただし、公社との入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、当該受任者を名義人としたICカードによるものに限ります。

なお、電子入札システムにより難い者は公社の承認を得て紙入札方式に代えることができます。この場合の「紙入札方式参加承認願」は名古屋高速道路公社電子入札要領（平成20年通達第5号。以下「電子入札要領」という。）の様式2を使用してください。

（名古屋高速道路公社HP→法人向け情報→入札契約情報→入札関連情報→入札に関する要綱・要領等→名古屋高速道路公社電子入札要領）

（注）電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号により定義されたもの。

- (8) **入札に付する事項[12]**が「対象」の場合は、電子入札システムでは**入札に付する事項[13]**の工種を選択してください。
- (9) **入札に付する事項[14]**が「対象」の場合は、**入札に付する事項[15]**の対象工事になります。詳細については、特記仕様書の記載によるものとします。

## 2. 競争参加資格

- (1) 公社における一般競争有資格業者のうち、次に掲げる事項に該当しない者であること。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可その他の法令の定めにより営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者
  - ③ 3. (1) に示す入札参加申込書及び技術資料（企業及び配置予定技術者の実績、加算点申告表及び技術提案書※（※**入札に付する事項[6]**において技術提案書の提出を求める場合のみ））（以下「申込書等」という。）の提出期限の日から起算して3年前の日以降において、次に掲げる事項に該当したと認められる者（法人である場合には、その役員であった者でその行為に

ついて相当の責任を有する者、個人である場合においては、その支配人又は法定代理人であった者で、その行為について相当の責任を有する者を含む。）

ア 公社との契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は工事等の材料の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

イ 公社が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ウ 公社との契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 公社が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 公社との契約において、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 公社との契約により、契約後に代価の額が確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

④ ①から③までに該当する者を入札の代理人として使用する者

⑤ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑥ 申込書等の重要な事項について虚偽の記載をする者又は重要な事項について記載をしない者

(2) 申込書の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成 19 年 7 月 2 日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

(3) **競争参加資格[16]**に示す業種について、令和 6・7 年度の公社が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有し、公社の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けていること。）。

(4) **競争参加資格[16]**に示す業種が土木工事業・鋼構造物工事業・建築工事業の場合かつ、**競争参加資格[17]**に等級等の設定がある場合は、**競争参加資格[17]**に示す等級等を満たすこと。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) **競争参加資格[18]**において事業所の所在地を求める場合は、要件に示す場所に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(7) **競争参加資格[19]**の要件に示す施工実績を有すること。

(8) **競争参加資格[20]**の要件を満たす技術者を有すること。

特定建設工事共同企業体を構成する場合は、構成員のうちいずれか 1 社が、**競争参加資格[20]**の要件を満たす技術者を有すること。

(9) **競争参加資格[21]**が「可」の工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下①～⑩の要件を全て満たさなければならない。「特例監理技術者」を配置する場合においては、本入札公告に示す「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。

① 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の

請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。)

- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、名古屋高速道路整備計画路線管内（名古屋市、小牧市、一宮市、清須市、豊山町、東海市、北名古屋市）の工事でなければならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。
- ⑩ 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならない。

(※「維持工事」とは経常維持工事のうち「24時間体制」の工事と同等の工事をいい、経常維持工事とは、契約に基づく一定の期間(工期)及び区間(工事対象区間)において日常的に施設維持を行う維持工事、機械設備・道路照明施設維持工事、道路除雪工事、道路清掃工事をいう。なお、要件を満たす役務(業務)、単価契約の契約形態を含む。また、経常維持工事のうち、「24時間体制」とは、契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事(道路の経常維持(応急処理作業又は緊急巡回を含む)、道路除雪工事をいう。)

- (10) 契約締結時に特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、申込書等と合わせて別記様式2-①を提出すること。
- (11) **入札に付する事項[6]**において技術提案書の提出を求める場合は、提出された技術資料のうち技術提案書の提案内容が別紙3に示す公社の設定している標準案以上であることとします。全ての技術テーマに対する提案がない場合や「標準案どおり」のみの記載では競争参加資格を認めません。
- (12) 申込書の提出日から開札の日までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領(平成9年通達第8号。以下「指名停止取扱要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (13) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
  - ① 「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、**競争参加資格[22]**において記載がある場合は、記載に掲げる者です。
  - ② 「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者です。
    - ア 資本関係
      - 設計業務等の受注者と建設業者との関係が、以下のいずれかに該当する場合
        - (ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合
        - (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
    - イ 人的関係
      - 設計業務等の受注者と建設業者との関係が、以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除きます。
        - (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
        - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
        - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
    - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
      - 設計業務等の受注者と建設業者との関係が、組合（共同企業体を含む。）とその構成員が

同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (14) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成 18 年通達第 27 号。以下「入札心得」という。）に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除きます。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (15) 特定建設工事共同企業体については、（別紙）を参照してください。

- (16) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としないこと。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

- (17) 公社が発注した工事のうち、過去 2 か年度（令和 5 年度及び令和 6 年度）に元請けとして引渡しが完了した工事の実績がある場合は、工事成績評定点の各年度の平均点が 2 年間連続して 60 点未満でないこと。

### 3. 申込書等の提出期間等

- (1) 本入札の参加希望者は、別添資料「提出書類作成に当たっての注意事項」及び次に従い、電子入札システムを用いて申込書等を提出してください。ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（簡易書留に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」により期日までに入札手続き等[24]に示す場所あてに送付（必着）してください。なお、郵送等の場合は、提出期日前日の正午までに必着とします。

① 提出期間

入札手続き等[28]を参照。ただし、電子入札システム稼動時間は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」をいう。）を除いた日の午前 8 時から午後 8 時までです。

② 留意事項

①の期間の経過後に到達したものについては、本入札に参加することができませんので十分留意して提出してください。

- (2) 入札参加申込書は、別記様式 1 により作成してください。

- (3) 企業及び配置予定技術者の実績は、別記様式 2 により作成してください。

なお、①企業の同種工事の施工実績及び②配置予定技術者の同種工事の従事経験については、代表的なもの 1 件を記載してください。

① 企業の実績

競争参加資格[19]に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載してください。

② 配置予定技術者の実績等

ア 競争参加資格[20]に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種工事の従事経験を記載してください。

また、監理技術者の配置を予定している場合は、監理技術者資格者証の交付年月日等及び監理技術者講習修了証の修了年月日等を記載してください。

イ 配置予定の技術者は、複数の者を記載することができますが、事後審査により技術者を評価する過程においては、資格、実績等が一番低いと判断される者で評価します。

なお、配置予定の技術者を複数記載する場合は、別記様式2及び別記様式3（加算点申告表）を配置予定の技術者ごとにそれぞれ提出してください。

ウ 工期が重複する他の工事（本工事に係る入札公告に関係ない工事をいう。）に、本工事に配置予定の技術者と同一の技術者の配置を予定する場合において、当該他の工事の入札において落札者又は落札候補者と決定された時点で、直ちに本工事に係る申込書の取下げ又は入札の辞退を行ってください。

この場合において、申込書の取下げは、取下げの申請書を提出し、入札の辞退は、入札書受付締切予定日時までに辞退届を送信してください。ただし、既に入札書を送信しているときは辞退できません。

なお、紙入札の承認を受けた者が辞退する場合は、入札書受付締切予定日時までに書面により辞退届を提出してください。

他の工事を落札したこと又は落札候補者となったことにより本工事に配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(4) 総合評価の加算点申告表は、別記様式3により作成してください。詳細は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」2. のとおり。

(5) 技術提案書の提出

入札に付する事項[6]に従い技術提案書の提出を求める場合は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1. (2)に掲げる技術テーマについての技術的事項に対する所見を技術提案書（別記様式4）に記載してください。

① 技術提案書に記載する内容が標準案より優れていると認められることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではありません。

② 技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態となった場合、公社は無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでありません。

③ 技術提案書の技術的所見に対する審査及び評価は、技術審査会にて行います。

④ 技術提案書の記載内容が適正と認められない場合は、加算点評価を行いません。なお、提案内容は具体的な根拠を伴うものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の提案は認めません。

(6) その他

① 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

② 理事長は、提出された技術資料を競争参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しません。

③ 提出された技術資料は、返却しません。

④ 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めません。

⑤ 技術資料作成に関する説明会は実施しません。

⑥ 技術資料に関する問い合わせ先

ア (3)、(4)及び(5)に関しては、**入札手続き等[25]**で示す担当部課。

イ その他の項目に関しては、**入札手続き等[24]**で示す担当部課。

4. 総合評価落札方式に関する事項

総合評価落札方式に関する詳述は、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」によるものとします。

5. 入札公告に対する質問

(1) 本入札公告に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出してください。

① 提出期間 **入札手続き等[29]**を参照。ただし、持参する場合は、休日を除いた日の午前10時00分から午後4時00分までとします。

② 提出場所 **入札手続き等[24]**を参照

③ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。

なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次に従い公開します。

① 掲載期間 **入札手続き等[30]**を参照

② 掲載場所 電子入札システム内の入札情報サービスにおいて、本入札公告を掲載しているダウンロードページに、掲載します。あわせて**入札手続き等[24]**に示す場所で休日を除いた日の午前10時00分から午後4時00分まで閲覧に供します。

6. 入札執行の日時及び場所

(1) 入札書及び工事内訳書の提出期間

**入札手続き等[31]**を参照。ただし、電子入札システム稼働時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時までです。

(2) 開札

① 開札日時 **入札手続き等[33]**を参照

② 開札場所 **入札手続き等[34]**を参照

(3) その他

紙入札の承認を受けた者は、一般競争入札の執行に当たり、理事長が競争参加資格のあることを認めた旨の通知書の写しを持参してください。

7. 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出してください。また、紙入札の場合は**入札手続き等[24]**へ持参又は郵送等により提出してください。電送は認めません。

なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。

(2) 電子入札システムは、次のポータルサイトにアクセスして使用してください。なお、利用規約及び操作手引書等を熟読してください。

（名古屋高速道路公社HP→法人向け情報→入札契約情報→入札関連情報→あいち電子調達共同システム（CALS/EC）→あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のポータルサイトへ）

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(3) 実施方法

電子入札の実施は、電子入札要領により行います。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。

(5) 入札執行回数 入札手続き等[32]を参照

8. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 その他[35]を参照
- (2) 契約保証金 その他[36]を参照

9. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求めます。
- (2) 工事費内訳書は、公社が指定する様式により作成し、電子入札の場合は、入札書に添付して送信してください。

紙入札の承認を受けた者は、入札書とは別の封筒に入れ、「工事費内訳書在中」の旨赤字で記入して、入札書とともに入札書の提出期間中に入札手続き等[24]へ持参又は郵送等により提出してください。電送は認めません。

なお、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。

- (3) 提出された工事費内訳書について、必要があると認められる場合には、当該工事費内訳書を提出した者に説明を求めることがあります。
- (4) 工事費内訳書の未提出又は内容に不備のある工事費内訳書（提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札額と内訳書の工事価格の著しい相違等）を提出した者のした入札を原則として、無効とします。

10. 開札

開札は、入札手続き等[33]、[34]に掲げる日時及び場所において電子入札システムにより行うこととし、執行担当者立会のうえで行います。なお、入札参加者のうち希望者は開札に立ち会うことができます。

紙入札の承認を受けた者は、開札時に立ち会いをしてください。ただし、当該紙による入札参加者が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない公社職員を立ち会わせて行うものとします。

11. 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 本入札公告に示す競争参加資格を有しない者のした入札。なお、落札決定時において2.に掲げる資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当します。
- (2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 電子署名及び電子証明書のない電子入札
- (4) 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等ICカードを不正に使用して行った電子入札
- (5) 現場説明書、入札心得及び電子入札要領において示す入札に関する条件に違反した入札

12. 事後審査の手続等

- (1) 落札候補者となった者は、事後審査に必要な書類を提出しなければなりません。

- ① 提出期限 開札の 2 日後（休日を除く。）の午後 4 時 00 分まで
  - ② 提出場所 入札手続き等[24] を参照
  - ③ 提出方法 持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。  
なお、郵送等の場合は、提出期限前日までに必着とします。
  - ④ 提出書類 別記様式 6、7、8、9 及び添付資料（提出部数は正 1 部、副 1 部とします。表紙及びインデックスをつけて、フラットファイルに綴ってください。表紙には「工事名」及び「会社名」を記載してください。）
- (2) 評価項目の審査
- 加算点は、技術資料及び事後審査に係る書類に基づき、別紙 1 「総合評価落札方式に関する事項」1. (3) の評価基準で審査して算出します。提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れがあった場合でも書類の再提出は認められません。
- (3) 落札候補者の事後審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。また、技術資料及び事後審査に係る書類を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとします。新たな落札候補者となった者は、次に従い、事後審査に必要な書類を提出しなければなりません。
- ① 提出期限 別途公社から通知
  - ② 提出場所 (1) ②に同じ
  - ③ 提出方法 (1) ③に同じ
  - ④ 提出書類 (1) ④に同じ
- (4) 技術資料及び事後審査に係る書類の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行います。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。
- 減点＝入札参加者が申告した加算点－公社が審査し算出した加算点
- (5) 評価項目の審査結果に疑問のある者は、理事長に対してその内容について、次に従い、書面（別記様式 10）により説明を求めることができます。
- ① 提出期限 審査結果を通知した日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内の毎日午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
  - ② 提出場所 (1) ②に同じ
  - ③ 提出方法 (1) ③に同じ
- 理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面（別記様式 11）により回答します。

### 1.3. 落札者の決定方法

落札者の決定は、別紙 1 「総合評価落札方式に関する事項」1. (4) により決定するものとします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがあります。

落札者となるべき者の調査対象額が名古屋高速道路公社低入札価格調査実施要綱（平成 16 年通達第 8 号。以下低入札要綱）という。）第 3 条第 2 項に基づく調査基準価格を下回った者で、かつ、調査対象額の積算内訳が低入札要綱第 5 条第 1 項に基づく失格判断基準（予定価格の積算内訳の直接工事費の 90 % の額、又は共通仮設費の 80 %、又は現場管理費の 80 %、又は一般管理費の 30 % のいずれかを下回った場合）に該当した場合は、その者の入札は失格となります。

なお、予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の調査（低入札価格調査）の対象となった場合において、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるときは、その者を落札者とします。

※ 調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次の1)から4)に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、その額が調査対象額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては調査対象額に10分の9.2を乗じて得た額とし、調査対象額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては調査対象額に10分の7.5を乗じて得た額とします。

- 1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

#### 1.4. 調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準に該当しない場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準に該当しない場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の低入札価格調査を行い、落札者の決定をします。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行いません。
- (2) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、競争参加資格[21]が「可」の工事に係る2.(9)に定める特例監理技術者の配置は認めず、専任の監理技術者を配置するものとします。また、専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、2.(8)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとします。なお、当該技術者は施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と同様の職務を行うものとします。  
なお、上記の技術者を求めることが成了った場合には、その氏名、その他必要な事項を主任技術者又は監理技術者の通知と同様に理事長に通知することとします。
- (3) 低入札価格調査を受けた者との契約についてはその契約の保証について請負金額の10分の3以上とします。また、別冊契約書案第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」とし、第5項もこれに準じて割合を変更します。

#### 1.5. 配置予定技術者の確認

落札者は、3.(3)の技術資料に記載した配置予定の技術者の中から必ず1名以上を当該工事の現場に配置してください。落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがあります。

なお、契約の履行における配置予定技術者の変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の極めて特別な場合に限ります。

1.4. (2)により増員となる技術者についても同様の扱いとします。

#### 1.6. 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けた場合、又は、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。

#### 1.7. 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生じる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合

は、解除条項に基づき損害賠償を請求することができます。

#### 1 8. 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは、随意契約において契約の相手方としない措置を講ずことがあります。

#### 1 9. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 公社が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通知を行うとともに、捜査上必要な協力をに行ってください。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により公社に報告してください。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、公社と協議してください。

#### 2 0. 契約書作成の要否

その他[39]を参照

#### 2 1. 支払条件

前払金 その他[37]を参照  
部分払 その他[38]を参照

#### 2 2. 関連情報を入手するための照会窓口

入札手続き等[24]を参照

#### 2 3. その他

- (1) 入札参加者は、入札心得、電子入札要領、別冊契約書案及び現場説明書を熟読し、これらを遵守してください。
- (2) 申込書等及び事後審査に係る書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 事後審査に係る書類の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (4) **入札に付する事項[4]**で全体工期が設定されている工事については、以下のとおり。
  - ① 受注者は、落札決定から契約の締結までに工事の始期及び終期を定め特記仕様書記載の「工期通知書」を入札手続き等[24]へ提出しなければならない。また、当該通知書の工期をもって契約書に記載する工期とする。
  - ② 契約保証金について  
現場説明書2.(3)の契約保証金以外の方法による場合は、契約保証期間の始期を契約締結日以前とする。工期末の延長を行った場合は、延長期間を含んだ契約保証を再提出しなければならない。なお、工期末を短縮する場合の契約保証の再提出は、受注者の任意とする。
  - ③ 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間は、技術者を配置することを要しない。ただし、配置確認基準日に当該工事に配置できることが確認できなければならない。配置確認基準日は、**入札に付する事項[4]**に示す期間の最終日とし、12.(1)において定める事後審査書類の提出期限日を基準日として評価する。なお、配置確認基準日は工事の始期を拘束するものではない。

(別紙) 特定建設工事共同企業体を結成する場合について

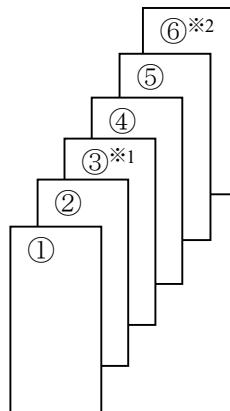
- 1 特定建設工事共同企業体は、令和6・7年度の公社が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有し、公社の入札参加資格者名簿に登録されている者を構成員として結成するものとする。
- 2 特定建設共同企業体を結成する各構成員が次に掲げる事項に該当するものであること。
  - (1) 本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可の更新をうけたことがあること。
  - (2) 構成員の出資比率は、すべての構成員が30パーセント以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。
- 3 特定建設工事共同企業体を結成する協定は、別記様式5の「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」によるものとする。
- 4 入札参加申込書の提出時に、3の協定書の写しを併せて提出すること。

■共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等についての取扱い(特定建設工事共同企業体での入札)  
(市道高速1号新黄金オンライン(西)工区上部工事)

今回 入札	過去 実績	競争参加資格		評価項目(施工の信頼性)										
		[19]施工実績	[20]技術者	・企業の能力に関する事項				・技術者の能力に関する事項			・地域精通度・貢献度に関する事項			
				企業施工実績 (公社)	企業工事成績 (公社・他機関)	優良工事表彰 (公社)	ISO9001、 ISO14001	技術者従事経験 (公社)	技術者工事成績 (公社・他機関)	CPD取得状況、 技術者表彰	地域拠点 (本店所在地)	災害協定等、 ボランティア貢献	安全に関する表 彰、感謝状	指名停止等
特定 JV	単体	今回入札JV構成員のすべての者が、元請として完了した同種工事の実績を有すること	元請として完了した同種工事に従事した実績を有すること	今回入札JVの代表構成員について、元請として完了した工事のうち、公社が発注した同種工事の実績を認める	今回入札JVの代表構成員について、元請として完了した工事のうち、元請として完了した同種工事の実績を認める	今回入札JVの代表構成員が該当すれば認める	今回入札JVの代表構成員が該当すれば認める	(今回入札JVで配置する技術者の、)元請として完了した工事のうち、公社が発注した同種工事に従事した実績を認める(※)	(今回入札JVで配置する技術者の、)元請として完了した工事のうち、現場代理人または主任(監理)技術者として同種工事に従事した実績を認める(※)	(今回入札JVで配置する技術者の、)技術者として該当する実績があれば認める(※)	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当する実績があれば認める	今回入札JV構成員のいずれか1者が該当すれば対象とする
	特定 JV	出資比率20%以上のものののみ単体と同様の扱いとして対象とする		出資比率20%以上のものののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のものののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のものののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のものののみ単体と同様の扱いとして認める	(※)ただし、従事経験、工事成績、CPD及び表彰は同一のものとする				出資比率、又は元請、下請によらず、単体と同様の扱いとして認める		

(別添資料)

## 提出書類作成に当たっての注意事項



番号	種類	様式
①	入札参加申込書	別記様式1
②	企業及び配置予定技術者の実績	別記様式2
③ <sup>※1</sup>	特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項 <sup>※1</sup>	別記様式2-① <sup>※1</sup>
④	加算点申告表	別記様式3
⑤	加算点算出チェックリスト【入札参加者用】	—
⑥ <sup>※2</sup>	技術提案書 <sup>※2</sup>	別記様式4 <sup>※2</sup>
⑦	特定建設工事共同企業体協定書（甲）の写し	別記様式5 <sup>※3</sup>

※1 競争参加資格[21]が「可」の工事において、配置を予定している場合のみ

※2 入札に付する事項[6]において技術提案書の提出を求める場合のみ

### ※3 特定建設工事共同企業体を結成する場合のみ

## 1 電子入札の場合

- (1) 全ての書類を電子ファイルに変換し、上記の番号順に1つのファイルにまとめたうえで入札参加申込時に添付してください。

(2) ファイル名は「工事名、会社名」とし、下記の例のようにしてください。  
(例) 「令和〇年度〇〇〇〇工事 △△電気(株)」.pdf(zip等)

(3) 電子ファイルの容量が1メガバイトを超える場合は、入札参加申込書のみを電子入札システムにより送信し、申込書類一式をメールにて送信してください。ただし、電子入札システムからの申し込みとメールの送信は同日に行ってください。

## 2 紙入札による場合

- (1) 提出書類は上記の順に綴り、表紙及びインデックスをつけてください。  
なお、表紙には「工事名」及び「会社名」を記載してください。
  - (2) 提出部数は正1部、副1部とします。

別記様式 1

入札参加申込書

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社

理事長 松井 圭介 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

令和8年1月16日付けで入札公告のありました市道高速1号新黄金インターチェンジ（西）工区上部工事に係る入札参加について、必要書類を添えて申込みます。

担当者の所属・氏名
連絡先（TEL）

## 別記様式2

## 企業及び配置予定技術者の実績

会社名 :

企業の実績	同種工事の施工実績	工事名	
		工 期	年 月 日から 年 月 日まで
		発注機関	
		コリンズ登録番号	
配置予定技術者の氏名			
配置予定技術者 の実績等	法令による資格・免許 ・実務経験等	資格・免許等	
		取得年月日	
		番号	
同種工事の従事経験	工事名		
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	発注機関		
	コリンズ登録番号		
監理技術者資格者証	交付年月日	年 月 日	
	交付番号		
	有効期限	年 月 日まで有効	
監理技術者講習修了証	修了年月日	年 月 日	
	修了証番号		

## 加算点申告表

<p><b>【記入上の注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>黄色着色のセルは直接入力してください。</li> <li>橙色着色のセルは、セル中の選択項目から選択してください。加算点・減点は選択した内容に応じて自動で表示されます。</li> <li>加算点を過大に及び減点を過小に申告した場合、入札公告に記載の方法で減点しますので、ご注意ください。</li> <li>評価項目及び評価基準の詳細については、必ず別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で確認してください。</li> </ul> <p>特に、下表「※」の項目は、競争参加資格[19][20]で求める要件(平成22年度以降)と、加算点付与の対象が異なりますのでご注意ください。</p>														
工事名:		市道高速1号新黄金オンランプ(西)工区上部工事												
工事場所:		名古屋市中川区九重町地内												

会社名	企業の能力							技術者の能力							地域精通度・貢献度								公社からの独占禁止法違反等による指名停止、文書注意、口頭注意の有無	加算点等計			
	公社が発注した同種工事の施工実績		同種工事の工事成績※		優良工事表彰の有無		ISO9001、ISO14001の認証取得	公社が発注した同種工事の従事経験		現場代理人又は主任(監理)技術者として従事した同種工事の成績※		継続教育(CPD)単位の取得、及び技術者表彰の有無		地域拠点		災害協定等の締結・活動実績		ボランティア活動に対する表彰又は感謝状の有無		事故等による安全対策							
実績	加算点	評定点	加算点	実績	加算点	有無	加算点	実績	加算点	評定点	加算点	実績	加算点	本店所在地	加算点	実績	加算点	実績	加算点	措置	減点	措置	減点				
○○○建設 株式会社	施工実績なし	0	70点未満	0	実績なし	0	両方ともなし	0	従事経験なし	0	70点未満	0	実績なし	0	上記に該当しない	0	上記に該当しない	0	実績なし	0	実績なし	0	上記に該当しない	0	上記に該当しない	0	
評価基準	施工実績あり	1	78点以上	3	2回以上	2	両方取得	1	従事経験あり	1	78点以上	3	CPDの年間推進基準以上の取得あり、又は公社の表彰実績あり	3	名高速管内	2	公社との災害協定に基づく活動実績あり	2	表彰等あり	1	表彰等あり	1	指名停止等あり	-3	指名停止等あり	-3	(最大20点)
	施工実績なし	0	74点以上78点未満	2	1回	1	どちらか1つ	0.5	従事経験なし	0	74点以上78点未満	2	他団体の表彰実績あり	2	愛知県内	1	公社との災害協定の締結あり	1	実績なし	0	実績なし	0	上記に該当しない	0	上記に該当しない	0	
	70点以上74点未満		1	実績なし	0	両方ともなし	0	70点以上74点未満		1	実績なし		0	上記に該当しない		0	上記に該当しない		0	実績なし		0	上記に該当しない		※イが「あり」の場合は「実績なし」を選択すること。		
	70点未満	0	70点未満	0	実績なし		上記に該当しない			0		実績なし		0		上記に該当しない											
	配置予定技術者氏名																										

注)「公社が発注した同種工事の従事経験」及び「現場代理人又は主任(監理)技術者として従事した同種工事の成績」での同種工事とは、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」のとおりとする。

## 【同種工事の工事実績】

工事成績入力		← 工事成績評定通知書に記載されている点数を入力する。
採用評定点	0	
判定	70点未満	

## 【現場代理人等として従事した同種工事の成績】

工事成績入力		← 工事成績評定通知書に記載されている点数を入力する。
採用評定点	0	
判定	70点未満	

工事成績の工事発注機関	公社
判定	1
公社	1
他機関	0

工事成績の工事発注機関	公社
判定	1
公社	1
他機関	0

## 加算点算出チェックリスト【入札参加者用】

※下記のチェック欄に✓を入れてください。なお、評価項目で該当がない場合は空欄にしてください。

評価項目	チェック欄	確認項目
企業の能力	施工実績	<input type="checkbox"/> 対象工事の施工実績は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された期間以内のものであるか?
	施工実績	<input type="checkbox"/> 対象工事の施工実績は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された同種工事のものであるか?
	施工実績	<input type="checkbox"/> 対象工事の施工実績の添付資料の準備はできているか?
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された期間以内のものであるか?
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された同種工事のものであるか?
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は他機関発注工事のものである場合、低減率(0.94)を乗じて得たものとなっているか?
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点の添付資料の準備はできているか?
	優良工事表彰	<input type="checkbox"/> 優良工事表彰は公社又は他団体発注工事のものであるか?
	優良工事表彰	<input type="checkbox"/> 優良工事表彰は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された期間以内のものであるか?
	優良工事表彰	<input type="checkbox"/> 優良工事表彰の添付資料の準備はできているか?
	優良工事表彰	<input type="checkbox"/> 加算点申告表で選択した加算点数は優良工事表彰の件数と合致しているか?
	ISO9001取得	<input type="checkbox"/> ISO9001認定証の写しが準備できているか?
	ISO14001取得	<input type="checkbox"/> ISO14001認定証の写しが準備できているか?
	ISO9001、ISO14001取得	<input type="checkbox"/> 加算点申告表で選択した加算点数は間違っていないか?
技術者の能力	従事経験	<input type="checkbox"/> 対象工事の従事経験は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された期間以内のものであるか?
	従事経験	<input type="checkbox"/> 対象工事の従事経験は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された工事のものであるか?
	従事経験	<input type="checkbox"/> 対象工事の従事経験の添付資料の準備はできているか?
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された期間以内のものであるか?
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された工事のものであるか?
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は他機関発注工事のものである場合、低減率(0.94)を乗じて得たものとなっているか?
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点の添付資料の準備はできているか?
	CPD実績	<input type="checkbox"/> 証明書のCPD単位取得期間は説明書で設定された期間以内のものであるか?
	CPD実績	<input type="checkbox"/> 証明書の写しの準備はできているか?
	技術者表彰	<input type="checkbox"/> 技術者表彰は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された期間以内のものであるか?
	技術者表彰	<input type="checkbox"/> 技術者表彰の添付資料の準備はできているか?
	CPD実績又は技術者表彰	<input type="checkbox"/> 加算点申告表で選択した加算点数は間違っていないか?

## 加算点算出チェックリスト【入札参加者用】

※下記のチェック欄に✓を入れてください。なお、評価項目で該当がない場合は空欄にしてください。

評価項目	チェック欄	確認項目
地域精通度・貢献度	地域拠点	<input type="checkbox"/> 本店所在地は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」に記載されている地域内であるか?
	地域拠点	<input type="checkbox"/> 加算点申告表で選択した加算点数は間違っていないか?
	災害協定等の締結状況及び活動実績	<input type="checkbox"/> 災害協定等は今年度に公社と締結しているものであるか?
	災害協定等の締結状況及び活動実績	<input type="checkbox"/> 災害協定等その内容が確認できる資料の準備はできているか?
	災害協定等の締結状況及び活動実績	<input type="checkbox"/> 活動実績は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された期間内のもので、公社との災害協定等に基づいているものとなっているか?
	災害協定等の締結状況及び活動実績	<input type="checkbox"/> 活動実績は当該活動に係わる協定等資料及び活動時期・内容を確認できる資料の準備はできているか?
	災害協定等の締結状況及び活動実績	<input type="checkbox"/> 加算点申告表で選択した加算点数は間違っていないか?
	ボランティア活動に対する表彰等	<input type="checkbox"/> ボランティア活動は愛知県内で実施した道路に係わるボランティア活動となっているか?
	ボランティア活動に対する表彰等	<input type="checkbox"/> ボランティア活動に対する表彰等は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された期間以内のものであるか?
	ボランティア活動に対する表彰等	<input type="checkbox"/> ボランティア活動に対する表彰等は行政機関又は道路管理者からのものであるか?
	ボランティア活動に対する表彰等	<input type="checkbox"/> ボランティア活動に対する表彰等の添付資料の準備はできているか?
	工事中の安全に関する表彰等	<input type="checkbox"/> 工事中の安全に対する表彰等は別紙1「総合評価落札方式に関する事項」で設定された期間内のものであるか?
	工事中の安全に関する表彰等	<input type="checkbox"/> 工事中の安全に関する表彰等の添付資料の準備はできているか?
	公社発注工事における施工中の事故等	<input type="checkbox"/> 公社発注工事における施工中の事故等により、指名停止措置、文書注意又は口頭注意を受けていないか?
	公社発注工事における施工中の事故等	<input type="checkbox"/> 公社発注工事における施工中の事故等により指名停止措置、文書注意又は口頭注意を受けた場合、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」に記載されている減点評価期間内ではないか?
	公社以外の発注工事における施工中の事故等	<input type="checkbox"/> 公社以外の発注工事で施工中の事故等により公社より指名停止を受けていないか?
	指名停止等	<input type="checkbox"/> 公社から独占禁止法違反等による指名停止措置、文書注意又は口頭注意を受けた場合、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」に記載されている減点評価期間内ではないか?
	指名停止等	<input type="checkbox"/> 公社から独占禁止法違反等による指名停止措置、文書注意又は口頭注意を受けた場合、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」に記載されている減点評価期間内ではないか?

別記様式4－1（標準型）

技　　術　　提　　案　　書

工事名：市道高速1号新黄金オランプ（西）工区上部工事  
会社名：

評価項目	工事の特殊性
------	--------

技術テーマ	技術提案の内容	備考 (参考資料番号)
ア  近接する高速道路又は沿線住居に対する架設時の安全対策に関する技術提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・概要：</li><li>・手法：</li><li>・効果：</li><li>・根拠：</li><li>・優位性： (記載は箇条書きで短文、明確に)</li></ul>	参考資料一 ○
	<ul style="list-style-type: none"><li>・概要：</li><li>・手法：</li><li>・効果：</li><li>・根拠：</li><li>・優位性： (記載は箇条書きで短文、明確に)</li></ul>	参考資料二 ○

別記様式4－2（標準型）

技　　術　　提　　案　　書

工事名：市道高速1号新黄金オランプ（西）工区上部工事  
会社名：

評価項目	品質管理
------	------

技術テーマ	技術提案の内容	備考 (参考資料番号)
イ 供用下の床版接続部 (間詰コンクリート) の品質確保 に関する技術提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・概要：</li><li>・手法：</li><li>・効果：</li><li>・根拠：</li><li>・優位性： (記載は箇条書きで短文、明確に)</li></ul>	参考資料一 <input checked="" type="radio"/>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・概要：</li><li>・手法：</li><li>・効果：</li><li>・根拠：</li><li>・優位性： (記載は箇条書きで短文、明確に)</li></ul>	参考資料二 <input checked="" type="radio"/>

別記様式4－3（標準型）

技　　術　　提　　案　　書

工事名：市道高速1号新黄金オンランプ（西）工区上部工事  
会社名：

評価項目	品質管理
------	------

技術テーマ	技術提案の内容	備考 (参考資料番号)
ウ 振動下における現場溶接の品質管理に関する技術提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・概要：</li><li>・手法：</li><li>・効果：</li><li>・根拠：</li><li>・優位性： (記載は箇条書きで短文、明確に)</li></ul>	参考資料一 <input type="radio"/>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・概要：</li><li>・手法：</li><li>・効果：</li><li>・根拠：</li><li>・優位性： (記載は箇条書きで短文、明確に)</li></ul>	参考資料二 <input type="radio"/>

別記様式4－4（標準型）

技　　術　　提　　案　　書

工事名：市道高速1号新黄金オンランプ（西）工区上部工事  
会社名：

評価項目	沿道環境又は安全に対する配慮
------	----------------

技術テーマ	技術提案の内容	備考 (参考資料番号)
工 既設コンクリート構造物（床版及び高欄）撤去時の騒音低減に関する技術提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・概要：</li><li>・手法：</li><li>・効果：</li><li>・根拠：</li><li>・優位性： (記載は箇条書きで短文、明確に)</li></ul>	参考資料一 ○
	<ul style="list-style-type: none"><li>・概要：</li><li>・手法：</li><li>・効果：</li><li>・根拠：</li><li>・優位性： (記載は箇条書きで短文、明確に)</li></ul>	参考資料二 ○

別記様式4－5（標準型）

技　　術　　提　　案　　書

工事名：市道高速1号新黄金オンランプ（西）工区上部工事  
会社名：

評価項目	沿道環境又は安全に対する配慮
------	----------------

技術テーマ	技術提案の内容	備考 (参考資料番号)
オ 高所作業時の作業員に対する安全対策に関する技術提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・概要：</li><li>・手法：</li><li>・効果：</li><li>・根拠：</li><li>・優位性： (記載は箇条書きで短文、明確に)</li></ul>	参考資料一 ○
	<ul style="list-style-type: none"><li>・概要：</li><li>・手法：</li><li>・効果：</li><li>・根拠：</li><li>・優位性： (記載は箇条書きで短文、明確に)</li></ul>	参考資料二 ○

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

- 一 名古屋高速道路公社発注に係る市道高速1号新黄金オンランプ（西）工区上部工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
- 建設株式会社
- 県○○市○○町○○番地
- 建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明かにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 建設株式会社 ○○%
- 建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約及び下請契約その他の建設工事に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して建設工事を完成する。

3 第1項の規程により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外1社は、上記のとおり〇〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

別記様式6

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社  
理事長 松井 圭介 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

令和8年2月18日に開札のありました、市道高速1号新黄金オンランプ（西）工区上部工事において、落札候補者となりましたので、別添のとおり、競争参加資格の事後審査に係る書類を提出します。

記

担当者の所属・氏名
連絡先（T E L）

会社名 \_\_\_\_\_

## 同種工事の施工実績（その1）

同種工事の条件		競争参加資格[19]を参照
工事名等	工事名 (CORINS登録番号)	( )
	路線名	
	発注者名 (該当する番号に○を記入)	1. 名古屋高速道路公社 2. 国土交通省及び自治体等( )
	施工場所	
	施工地域区分 (該当する番号に○を記入)	1. 市街地地域(DID地域) 2. その他の地域
	契約金額	
	工期期 (注3)	年月日～年月日
	受注形態等 (該当する番号に○を記入)	1. 単独 2. 共同企業体(%)
工事概要	工事内容 (注5)	
	その他	

- ・ 同種工事の施工実績は、入札参加申込時に提出した、企業及び配置予定技術者の実績（別記様式2）に記載した工事について記載してください。
- ・ 本様式に必要事項が記載されていない場合、競争参加資格無し若しくは総合評価における加算点付与の対象とはなりません（添付書類のみでは評価点の加算の対象とはなりません。）。また、記載内容を確認できる書類が添付されていない場合についても、競争参加資格無し若しくは評価点の加算の対象とはなりません。
- ・ 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

(注1 工事名にCORINS登録番号を併記し、CORINSの工事カルテ受領書(竣工時)及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテの詳細データ(竣工時)を添付してください。

CORINSに登録していない工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の写し及び施工計画書等の当該工事を施工したことが確認できる書類を添付してください。

※ JACIC・・・一般財団法人日本建設情報総合センター

※ CORINS・・・JACICの工事実績情報サービス

- (注2 施工地域区分については、CORINS 登録を確認し、市街地地域（DID 地域）又はその他の地域に○を記入してください。なお CORINS 登録の施工地域区分については、市街地地域（DID 地域）で登録されてない場合は、実際の施工が DID 地域であればそれを確認できる書類を添付してください。
- (注3 工期は、平成 22 年度以降申込書提出日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事を記載してください。
- (注4 受注形態等については、単独又は共同企業体に○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。
- (注5 同種工事が確認できる内容を記載してください。また、記載事項を確認できる図書を添付してください。

会社名 \_\_\_\_\_

## 同種工事の施工実績（その2）

過去 10 年 の 同 種 工 事 に お け る 成 績	工事名 (注1) (CORINS登録番号)	( )
	路線名	
	発注者名 (該当する番号に○を記入)	1. 名古屋高速道路公社 2. 国土交通省及び自治体等( )
	施工場所	
	施工地域区分 (注2) (該当する番号に○を記入)	1. 市街地地域(DID地域) 2. その他の地域
	契約金額	
	工期 (注3)	年月日～年月日
	受注形態等 (注4) (該当する番号に○を記入)	1. 単独 2. 共同企業体(%)
	工事内容 (注5)	
	施工成績 (注6)	点
その他		
優良工事表彰の有無 (注7)	発注機関名( )・ 工事件名( )	
I SO認証取得状況 (注8) (該当する番号に○を記入)	1. ISO9001 2. ISO14001	

- 本様式に必要事項が記載されていない場合、総合評価における加算点付与の対象とはなりません。また、記載内容を確認できる書類が添付されていない場合についても、評価点の加算の対象とはなりません。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

(注1) 工事名にCORINS登録番号を併記し、CORINSの工事カルテ受領書(竣工時)及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテの詳細データ(竣工時)を添付してください。

CORINSに登録していない工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事(簡易CORINSで登録した工事等)については、契約書の写し及び施工計画書等の当該工事を施工したことが確認できる書類を添付してください。

※ JACIC・・・一般財団法人日本建設情報総合センター

※ CORINS・・・JACICの工事実績情報サービス

(注2) 施工地域区分については、CORINS登録を確認し、市街地地域(DID地域)又はその他の地域に○を記入してください。なおCORINS登録の施工地域区分については、市街地地域(DID地域)で登録されてない場

合は、実際の施工が DID 地域であればそれを確認できる書類を添付してください。

- (注3 工期は、平成 27 年度以降申込書提出日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事を記載してください。
- (注4 受注形態等については、単独又は共同企業体に○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。
- (注5 同種工事が確認できる内容を記載してください。また、記載事項を確認できる図書を添付してください。
- (注6 工事名に記載した同種工事の施工成績を記載してください。また、記載した評定点を確認できる書類（工事成績評定通知書の写し）を添付してください。
- (注7 平成 28 年度から令和 7 年度まで（過去 10 年間）に名古屋高速道路公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。）における優良工事表彰を受けている場合は、発注機関名及び工事件名を記載してください。また、表彰状の写しを添付してください。
- (注8 ISO 9001 及び ISO 14001 の認証取得をしている場合、○を記入してください。また、登録証等認証を確認できる書類及び付属書等認証範囲を確認できる書類の写しを添付してください。  
認証範囲とは、本入札に参加する本店、支店又は営業所が認証されていること及び認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示します。
- (注9 評定通知書を紛失した場合は、「(別添様式) 工事成績確認申請書」により申請してください。

(別記様式8-1) 事後審査用

会社名 \_\_\_\_\_

### 主任(監理)技術者の資格及び工事経験(その1)

配置予定技術者の氏名		(生年月日を記載)	
最終学歴		年 月 卒業	
法令による資格・免許 ・実務経験等 (注1)			
工事経験の概要  (注4)	工事名 (注2) (CORINS登録番号)	( )	
	施工場所		
	契約金額		
	工期 (注3)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	発注者名 (該当する番号に○を記入)	1. 名古屋高速道路公社 2. 国土交通省及び自治体等( )	
	施工地域区分 (注5) (該当する番号に○を記入)	1. 市街地地域(DID地域) 2. その他の地域	
	受注形態等 (注6) (該当する番号に○を記入)	1. 単独 2. 共同企業体( %)	
	従事役職 (注7) (該当する番号に○を記入)	1. 現場代理人 2. 主任技術者・監理技術者 3. 担当技術者	
	従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	工事内容 (注8)		
現在における他工事の従事状況	工事名 (注2) (CORINS登録番号)	( )	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	発注者名		
	従事役職		
	本工事と重複する場合の対応措置		

- 配置予定技術者は、入札参加申込時に提出した、企業及び配置予定技術者の実績(別記様式2)に記載した者について記載してください。なお、配置予定技術者の変更は認めません。

- 配置予定技術者の同種工事の経験は、入札参加申込時に提出した、企業及び配置予定技術者の実績（別記様式2）に記載した工事について記載してください。
- 専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断できる書類を添付してください。
- 本様式に必要事項が記載されていない場合、競争参加資格無し若しくは総合評価における加算点付与の対象とはなりません（添付書類のみでは評価点の加算の対象とはなりません。）。また、記載内容を確認できる書類が添付されていない場合についても、競争参加資格無し若しくは評価点の加算の対象とはなりません。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

(注1 競争参加資格[20]の基準を満たす資格・免許・実務経験等を記載してください。また、記載事項を確認できる書類を添付してください。

なお、監理技術者の配置を予定している場合は、あわせて監理技術者資格者証（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。（平成28年6月1日以降に発行された監理技術者資格者証であれば、裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されているため、監理技術者資格者証（表裏とも）の添付のみで可）

(注2 工事名にCORINS登録番号を併記し、CORINSの工事カルテ受領書（竣工時）及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテの詳細データ（竣工時）を添付してください。CORINSに登録していない工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事したことが確認できる書類を添付してください。

(注3 工期は、平成22年度以降申込書提出日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事を記載してください。

(注4 競争参加資格[20]に示した、同種工事の施工実績を記載してください。

(注5 施工地域区分については、CORINS登録を確認し、市街地地域（DID地域）又はその他の地域に○を記入してください。なおCORINS登録の施工地域区分については、市街地地域（DID地域）で登録されてない場合は、実際の施工がDID地域であればそれを確認できる書類を添付してください。

(注6 受注形態等については、単独又は共同企業体に○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。

(注7 主任（監理）技術者等の技術者区分に○を記入してください。

(注8 同種工事が確認できる内容を記載してください。また、記載事項を確認できる図書を添付してください。

会社名 \_\_\_\_\_

## 主任(監理)技術者の資格及び工事経験(その2)

配置予定技術者の氏名				
過去5年における現場代理人または主任監理技術者として従事した同種工事の成績 (注7)	工事名 (注1) (CORINS登録番号)	( )		
	施工場所			
	契約金額			
	工期 (注2)	年月日	～	年月日
	発注者名			
	施工地域区分 (注3) (該当する番号に○を記入)	1. 市街地地域(DID地域) 2. その他の地域		
	受注形態等 (注4) (該当する番号に○を記入)	1. 単独 2. 共同企業体(%)		
	従事役職 (注5) (該当する番号に○を記入)	1. 現場代理人 2. 主任技術者・監理技術者		
	従事期間	年月日	～	年月日
	工事内容 (注6)			
施工成績	点			
継続教育(CPD)の取り組み (注8) (注9)		認定団体名		
		取得単位数	単位(ユニット)	
技術者表彰の有無 (注10)	発注機関名( )・ 工事件名( )			

- 本様式に必要事項が記載されていない場合、総合評価における加算点付与の対象とはなりません。また、記載内容を確認できる書類が添付されていない場合についても、評価点の加算の対象とはなりません。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

(注1) 工事名にCORINS登録番号を併記し、CORINSの工事カルテ受領書(竣工時)及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテの詳細データ(竣工時)を添付してください。CORINSに登録していない工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事(簡易CORINSで登録した工事等)については、契約書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事したことが確認できる書類を添付してください。

(注2) 工期は、令和2年度以降申込書提出日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事を記載してください。

(注3) 施工地域区分については、CORINS登録を確認し、市街地地域(DID地域)又はその他の地域に○を記入してください。なおCORINS登録の施工地域区分については、市街地地域(DID地域)で登録されてない場合は、実際の施工がDID地域であればそれを確認できる書類を添付してください。

- (注4 受注形態等については、単独又は共同企業体に○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。
- (注5 主任（監理）技術者等の技術者区分に○を記入してください。
- (注6 同種工事が確認できる内容を記載してください。また記載事項を確認できる図書を添付してください。
- (注7 令和2年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡しが完了した工事のうち、現場代理人または主任（監理）技術者として従事した同種工事の成績が確認できる書類（CORINSの写し及び工事成績評定通知書の写し）を添付してください。
- (注8 建設系CPD協議会のうち単位証明を発行している団体、建築CPD運営会議及び電気学会からの証明書により、令和6年度の1年間において、取得したCPD単位（ユニット等）の取得状況を記載するとともに、各団体が発行した証明書を添付してください。建築CPD運営会議及び電気学会については、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1.(3)①で記載がある場合のみ対象とする。
- (注9 証明書は、建設系CPD協議会のうち単位証明を発行している団体、建築CPD運営会議及び電気学会が発行したものに限り評価対象とし、その他の団体が発行した証明書は評価の対象としません。なお、証明書記載の単位の取得状況について、受講証等により確認を求めることがあります。建築CPD運営会議及び電気学会については、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1.(3)①で記載がある場合のみ対象とする。
- (注10 令和3年度から令和7年度まで（過去5年間）における公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。）が発注した工事に対して、技術者表彰を受けたことがあれば、発注機関名及び工事件名を記載し、表彰状の写しを添付してください。  
(受賞者名が個人名である必要があります。会社名の場合は認められませんのでご注意ください。)
- (注11 評定通知書を紛失した場合は、「（別添様式）工事成績確認申請書」により申請してください。

(別記様式9) 事後審査用

会社名 \_\_\_\_\_

災害復旧等の貢献・実績  
ボランティアによる地域貢献

災害協定等の名称 (注1)	協定等名 ( )
災害協定等に基づく活動実績 (注2)	活動時期 ( 年 月 ) 活動内容 ( )
地域貢献に対する表彰等の実績 (注3 (注4 (注5	行政機関名 ( ) 活動内容 ( )

(注1) 令和7年度、公社と災害協定等を締結していれば、協定の名称を記載し、協定書等の写しを添付してください。なお、災害協定等には除雪の支援に関する協定も含みます。但し、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1. (2) ②ウに示す評価項目に項目がない場合は、記載の必要はありません。

(注2) 令和2年度以降申込書提出日までに、公社との災害協定等に基づく活動実績があれば、活動時期と活動内容を記載し、その時期と内容がわかる書類の写しを添付してください。

なお、災害協定等に基づく活動実績には、緊急的な応急復旧工や雪氷対策等のように、通常の契約であっても休日・夜間を問わない作業実績も含みます。但し、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1. (2) ②ウに示す評価項目に項目がない場合は、記載の必要はありません。

また、活動実績が下請け以降である場合は、公社から元請けへの要請書や契約書等の写し、及び元請けから下請けへの要請書や契約書等の写しを添付してください。但し、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1. (2) ②ウに示す評価項目に項目がない場合は、記載の必要はありません。

(注3) 令和2年度以降申込書提出日までに愛知県内で実施した「道路に係わる」ボランティア活動により、行政機関又は道路管理者から表彰又は感謝状等を受けている場合は、表彰等を行った行政機関又は道路管理者名と表彰を受けた活動内容を記載し、表彰状又は感謝状の写し及び愛知県内で活動した実績のわかる書類を添付してください（防犯・交通安全等に係わるものは評価の対象とはなりません。）。

(注4) 表彰状又は感謝状の宛名が団体名となっている場合は、貴社が参加したことを証明する、表彰又は感謝状を受けた団体が発行した証明書を添付してください。

(注5) 表彰状や感謝状において「道路に係わる」ボランティア活動のものであるかどうか判断できない場合は、「道路に係わる」ことが判断できる書類を添付してください。なお、表彰状等の写しが「道路に係わる」ことを判断できない場合は、評価の対象としません。

安全工事に関する表彰実績 [工種は問わない]

工事名称	
発注者名	
施工場所	
契約金額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受注形態等 (該当する番号に ○を記入)	1. 単 独 2. 共同企業体 ( %) 3. 下請け

(注1) 国土交通省若しくは自治体等の発注機関から、令和2年度以降申込書提出日までに工事中の安全に関する、表彰又は感謝状を受けている場合（元請け、下請けは問わない。）は、工事名称を記入し、その表彰状又は感謝状の写しを添付してください。

(注2) 民間企業からの表彰等は認めませんが、高速道路会社等の発注機関からの表彰等については、評価対象とします。

(注3) 工事中の安全管理、無事故、無災害など、工事の安全に関する事項が明確にわかる表彰状又は感謝状を評価対象とし、優良工事表彰等については評価の対象としません。工事の安全に関する事柄がわかる書類を添付してください。

(注4) 受注形態等については、単独、共同企業体又は下請けのいずれかに○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。

(注5) 下請けとしての表彰状、感謝状は会社に対するものに限ります（元請けが表彰された工事に下請けとして従事した場合は対象としません。）。

別記様式10

年　月　日

名古屋高速道路公社

理事長

様

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

### 評価項目の審査結果に対する説明要求書

件名：

評価項目の審査 結果に対する説 明要求内容	<p>以下のような技術提案へのアドバイスとなる内容についてはお答えできませ んので、ご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各項目について、それぞれ何点獲得できたのか教えてください。</li><li>・評価された提案について、どのような点が評価されたのか教えてください。</li><li>・もし、○○○○という提案をしていれば、評価していただいたのでしょうか。</li></ul>
-----------------------------	--

別記様式1 1

第 号  
年 月 日

様

名古屋高速道路公社  
理事長

評価項目の審査結果に対する説明要求書について（回答）

年 月 日付けで貴社から提出のあった評価項目の審査結果に対する説明要求書の回答については、下記のとおりです。

記

別添様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 工事成績確認申請書

名古屋高速道路公社  
理事長 松井 圭介 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失しましたので確認をお願いします。

記

## 工事成績確認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋高速道路公社  
理事長 松井 圭介

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

## (別紙1) 総合評価落札方式に関する事項

### 1. 総合評価落札方式に関する事項

#### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式です。

① 入札公告 2. の競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。

② 技術資料の評価結果により、加算点を付与します。

③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定します。

総合評価落札方式に関する詳述は、別紙2「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を次に示します。

#### (2) 評価項目及び評価指標

評価項目：各評価項目の評価指標の内容を次に示します。

① 技術提案書に関する事項

「工事の特殊性」

「品質管理」

「沿道環境又は安全に対する配慮」

上記の評価項目をもとに、現場条件等を踏まえた適切性、優位な工夫などにより審査

② 施工の信頼性に関する事項

ア 企業の能力に関する事項

イ 技術者の能力に関する事項

ウ 地域精通度・貢献度に関する事項

災害協定等に基づく活動実績、ボランティア活動、安全工事表彰、不誠実な行為などにより評価

#### (3) 入札の評価に関する基準

① 本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は以下のとおりとします。

評価項目			加算点 (下記に示す 点数の範囲 で付与する)	
技術提案 (表② 参照)	工事の特殊性	6	20	
	品質管理	8		
	沿道環境又は安全に対する配慮	6		
施工の信頼性	企業の能力	公社が発注した同種工事の施工実績の有無 ※1)	施工実績あり 1 施工実績なし 0	7
		過去 10 年の同種工事における工事成績 (他機関発注工事も可) ※2)	78 点以上 3 74 点以上 78 点未満 2 70 点以上 74 点未満 1 70 点未満 0	
			公社または他団体の実績 2回以上 2 公社または他団体の実績 1回 実績なし 0	
			両方取得 1 どちらか 1 つ 0.5 両方とも取得なし 0	
	技術者の能力	公社が発注した同種工事に従事した経験の有無※5)	従事した経験あり 1 従事した経験なし 0	
			78 点以上 3 74 点以上 78 点未満 2 70 点以上 74 点未満 1 70 点未満 0	
			継続教育 (C P D) 単位の年間推奨基準以上の取得あり、又は公社からの表彰実績あり 3	
			他団体からの実績あり 2	
		実績なし 0		

施工の信頼性 地域精通度・貢献度	地域内 の拠点の有無	地域拠点（本店の所在地） ※9)	名古屋高速道路整備計画路線管内	2	6
			愛知県内	1	
			上記のいずれにも該当しない	0	
	災害協定等に基づく活動実績	公社との災害協定に基づく活動実績※10)と年度単位における災害協定等の締結	協定に基づく活動実績あり	2	
			協定等を締結している	1	
			上記のいずれにも該当なし	0	
	ボランティアによる地域貢献	愛知県内で実施した道路に係わるボランティア活動に対する行政機関からの表彰又は感謝状の有無※11)	表彰又は感謝状あり	1	
			実績なし	0	
			ア 国土交通省及び各自治体等の発注機関からの工事中の安全に関する表彰又は感謝状の有無※12)	表彰又は感謝状あり	
	事故等による安全対策	イ 公社発注工事における施工中の事故等※13)による指名停止、文書注意、口頭注意を受けた場合 ウ 公社以外の発注工事で施工中の事故等※13)により公社より指名停止を受けた場合	実績なし	0	
			指名停止期間終了後の3～6ヶ月間 文書注意後2ヶ月間 口頭注意後1ヶ月間 ※15)	-3	
			指名停止期間終了後の3～6ヶ月間 文書注意後2ヶ月間 口頭注意後1ヶ月間 ※15)	-3	
合計加算点の最大値				最大 40 点	

※1) 平成22年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡しが完了した工事のうち、公社が発注した同種工事の施工実績を評価。

※2) 平成27年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡しが完了した工事のうち、競争参加資格[19]に掲げる機関が発注した同種工事の工事成績を評価。

ただし、他機関発注工事の工事成績については、低減率(0.94)を乗じて得た成績を評価。

《例》他機関発注工事の工事成績が78点の場合： $78 \times 0.94 = 73.32 \rightarrow 74$ 点未満 → 加算点：1点

※3) 平成28年度から令和7年度まで（過去10年間）に公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。）における優良工事表彰を受けている場合を評価（工種は問わない。）。

- ※4) 本工事を担当する内部組織が、ISO9001及びISO14001の認証を取得、又はISO9001若しくはISO14001のいずれかの認証を取得している場合に評価。
- ※5) 平成22年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡しが完了した工事のうち、公社が発注した同種工事に従事した経験を評価。
- ※6) 令和2年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡しが完了した工事のうち、現場代理人または主任（監理）技術者として従事した、**競争参加資格**[19]に掲げる機関が発注した同種工事の成績を評価。  
ただし、他機関発注工事の工事成績については、**低減率（0.94）**を乗じて得た成績を評価。  
《例》他機関発注工事の工事成績が78点の場合： $78 \times 0.94 = 73.32 \rightarrow 74$ 点未満 →加算点：1点
- ※7) 建設系CPD協議会のうち単位証明を発行している団体からの証明書により、令和6年度の1年間において、1年間で取得すべき年間推奨基準以上のCPD単位（ユニット等）を取得していることが確認された場合、評価。
- ※8) 令和3年度から令和7年度まで（過去5年間）に公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。）が発注した工事に対しての技術者表彰の実績を評価。  
(受賞者名が個人名である必要があります。会社名の場合は認められませんのでご注意ください。)
- ※9) 建設業法に基づく本店の所在地が名古屋高速道路整備計画路線管内（名古屋市、小牧市、一宮市、清須市、豊山町、東海市、北名古屋市）または愛知県内の場合に評価。
- ※10) 令和2年度以降申込書提出日までに、公社との災害協定に基づく活動実績がある場合、又は令和7年度において公社との災害協定等を締結している場合に評価。活動実績には、緊急的な応急復旧工や雪氷対策等のように、通常の契約であっても休日夜間を問わない作業実績も含みます。また、活動実績が下請け以降である場合は、公社から元請けへの要請書や契約書等の写し、及び元請けから下請けへの要請書や契約書等の写しの添付がある場合に評価します。
- ※11) 評価対象期間は、令和2年度以降申込書提出日までとします。愛知県内で実施した道路に係わるボランティア活動による行政機関又は道路管理者からの表彰または感謝状を評価の対象とし、防犯・交通安全等に係わるものは評価の対象としません。
- ※12) 評価対象期間は、令和2年度以降申込書提出日までとします。元請け、下請けは問いませんが、工事の安全に関するもののみを評価し、優良工事表彰等については評価の対象としません。また、イに該当する場合は評価しません。
- ※13) 事故等とは、施工中の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故、過失による粗雑工事をいいます。
- ※14) 独占禁止法違反等とは、虚偽記載、契約違反、贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為、不正又は不誠実な行為をいいます。
- ※15) 指名停止期間終了後の減点（マイナス）評価期間については以下のとおりとし、技術資料提出期限日を基準日とします。なお、文書注意、口頭注意についても、技術資料提出期限日を基準日とします。

指名停止後の期間	
指名停止措置期間	処置後のマイナス評価期間
2週間以上1ヶ月以内	3ヶ月間
1ヶ月を超える2ヶ月以内	4ヶ月間
2ヶ月を超える3ヶ月以内	5ヶ月間
3ヶ月を超えるとき	6ヶ月間

② 技術提案の評価項目は、以下のとおりとします。

評価項目	評価基準	加算点
工事の特殊性	<p>次のアについて当該現場に即した工夫のポイントが記述され、かつその工夫及び提案に関する具体的で確実に行われる手法の記述によりその内容の効果、効用等の優位性が確認された場合に評価します。</p> <p>ア 近接する高速道路又は沿線住居に対する架設時の安全対策に関する技術提案</p>	6
品質管理	<p>次のイ、ウについて当該現場に即した工夫のポイントが記述され、かつその工夫及び提案に関する具体的で確実に行われる手法の記述によりその内容の効果、効用等の優位性が確認された場合に評価します。</p> <p>イ 供用下の床版接続部（間詰コンクリート）の品質確保に関する技術提案 ウ 振動下における現場溶接の品質管理に関する技術提案</p>	8
沿道環境又は安全に対する配慮	<p>次のエ、オについて当該現場に即した工夫のポイントが記述され、かつその工夫及び提案に関する具体的で確実に行われる手法の記述によりその内容の効果、効用等の優位性が確認された場合に評価します。</p> <p>エ 既設コンクリート構造物（床版及び高欄）撤去時の騒音低減に関する技術提案 オ 高所作業時の作業員に対する安全対策に関する技術提案</p>	6

- 注 1) 技術提案書については、別紙3「技術提案書の作成にあたっての条件等」を参照し、別記様式4-1～4-5にしたがって作成してください。なお、これらの技術提案は、当該工事において履行することになります。
- 注 2) 評価項目の「工事の特殊性」は1件の技術テーマ、「品質管理」及び「沿道環境又は安全に対する配慮」は各2件の技術テーマに関する技術提案について評価します。
- 注 3) 技術提案においてNETISが採用されており、優位性が認められる提案内容である場合には、NETISの採用について加算点を与えます。ただし、採用したNETISは、申込書提出日までに有用な新技術として認定されている必要があります。
- 注 4) 技術提案の内容が、標準案と同等と認められる場合には加算点を与えません。
- 注 5) 実施において他機関と協議が生じる可能性のある技術提案や、他工事との調整が必要になる可能性がある技術提案は加算点を与えません。
- 注 6) 技術提案の内容は、具体的な根拠を伴い確認できる必要があり、抽象的な場合は加算点を与えません。

#### (4) 落札者の決定

- ① 入札参加者は、価格をもって入札します。標準点に加算点をえた点数をその入札価格で除して評価値（評価値 = (標準点 + 加算点) / (入札価格)）を算出します。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札候補者とします。
  - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、低入札要綱第5条第1項に基づく失格判断基準に該当しないこと。
  - イ 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。  
加算点、評価値については、小数点第5位以下切り捨てとする。
- ② ①において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補順位を決めます。
- ③ 落札候補者に対して事後審査を行い、競争参加資格を満たしていること及び技術資料の内容を確認したうえで落札者を決定します。

## (5) 評価内容の担保

入札に付する事項[6]において技術提案書の提出を求める場合は、技術提案書の評価内容については次のとおり取り扱います。

### ① 技術提案内容の取扱い

技術提案書に記載された内容のうち公社が指定する技術提案については、契約図書（技術提案特記仕様書）に記載し、履行を確保するものとします。ただし、履行できない状況が発生した場合は、公社と受注者が協議するものとします。

### ② 工期の延長又は契約額の減額

工事完了前において、契約図書に記載の技術提案が受注者の責により履行されなかった場合、再度の施工が可能なときは、引き続き債務として存続するため工期を延長するものとします。技術提案の性格から、再度の施工が困難又は合理的でないときは、不履行の状況に応じて次式により契約額の減額を行います。ただし、減額は入札価格の10%を上限とします。

減額（入札価格の金額単位で切り捨て）

$$= \text{入札価格} \times \{1 - (100 + \text{不履行時加算点}) \div (100 + \text{契約時加算点})\}$$

### ③ 工事成績評定の減点

工事完了後の検査において、契約図書に記載の技術提案が受注者の責により履行されなかった場合、不履行の状況に応じて次式により工事成績評定の減点を行います。

減点（小数点以下第1位切り捨て）

$$= 10 \times (\text{不履行の項目数} \div \text{契約図書に記載の技術提案数})$$

(6) 評価項目の審査結果は、競争参加資格を満たしている者に対して落札者の決定後、速やかに通知します。

## (7) 評価項目の審査結果に対する説明

評価項目の審査結果に疑問のある者は、理事長に対してその内容について、次に従い、書面（別記様式9）により説明を求めることができます。

① 提出期限 審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内の毎日午前10時00分から午後4時00分まで

② 提出場所 入札手続き等[24]を参照

③ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。

なお、郵送等の場合は、提出期限前の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面（別記様式10）により回答します。

## 2. 総合評価の加算点申告表について

総合評価の加算点申告表は、別記様式3により作成してください。詳細は1. (3) ①のとおりとします。また、加算点申告表と併せて加算点算出チェックリストも提出してください。

## 総合評価落札方式の内容

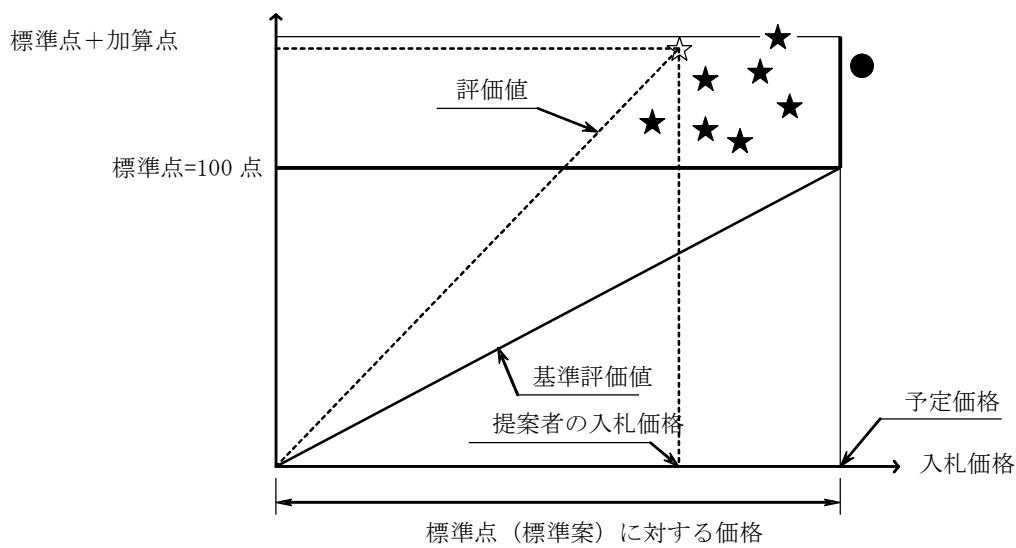
## 1. 総合評価落札方式（簡易型）の考え方

総合評価落札方式（簡易型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、別紙1「総合評価落札方式に関する事項」1.(2)入札の評価に関する基準により点数を付与する方式です。

## 2. 総合評価の仕組み

## ① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示します。



☆ : 落札者

★ : 非落札者（落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者）

● : 非落札者（予定価格以上）

$$\text{基準評価値} = \text{標準点 (100点)} / \text{予定価格 [億円]}$$

$$\text{評価値} = (\text{標準点+加算点}) / \text{入札価格 [億円]}$$

※予定価格=公社が設定した工事費、入札価格=技術提案内容等に対する見積工事費

※（標準点+加算点）の評価点の合計は、100点を下限値とします。

## ② 落札者の決定方法

以下の条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とします。

a. 失格判断基準に該当しないもので、入札価格  $\leq$  予定価格

b. 評価値  $\geq$  基準評価値

\*条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定します。

落札候補者に対して事後審査を行い、競争参加資格を満たしていること（標準点以上）及び技術資料の内容を確認した上で落札者を決定します。

## 3. 技術提案書の評価

公社が設定している標準案以上の技術提案を評価します。なお、全ての技術テーマに対する提案がない場合や「標準案どおり」のみの記載では競争参加資格を認めません。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとします。なお、下記に示すような提案内容については、評価しません。

① 提案内容が抽象的なもの

② 提案の表現が曖昧なもの

- ③ 提案の実行の有無が確認できないもの
- ④ 提案内容に明確な効果が認められないもの

#### 4. 落札者の決定

評価値及び落札者の決定

(入札参加者が 10 者の場合の例)

入札者	標準点	加算点 合計	点数 合計 (a)	入札価格 (億円) (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	15.00	115.00	1.4700	78.2312	3
②	100	12.25	112.25	1.7500	64.1428	8
③	100	28.00	128.00	1.5500	82.5806	☆ 1
④	100	16.25	116.25	1.8000	64.5833	7
⑤	100	18.00	118.00	1.7100	69.0058	5
⑥	100	15.50	115.50	1.4100	81.9148	2
⑦	100	30.00	130.00	1.8500	70.2702	4
⑧	100	20.00	120.00	1.3500	—	注 1
⑨	100	30.00	130.00	2.3000	—	注 2
⑩	100	21.50	121.50	1.8000	67.5000	6

※注 1 : 工事内訳書について失格判断基準に該当しているため。

注 2 : 予定価格を上回っているため。

・☆ : 落札者

・予定価格=2.0(億円)、基準評価値=50.0000

・加算点、評価値については、小数第 5 位切り捨て。

## 技術提案書作成にあたっての条件等

評価項目の「工事の特殊性」、「品質管理」及び「沿道環境又は安全に対する配慮」について

### 1 本工事における評価項目選定理由

#### (1) 「工事の特殊性」について

本工事は、既設高速道路と沿線住居に挟まれた狭小な施工空間における架設となることから、近接する既設高速道路や沿線住居への接触防止等、安全に留意して架設を行う必要があります。よって、以下に示す内容について標準案より優れた技術提案を求める。

ア 近接する高速道路又は沿線住居に対する架設時の安全対策に関する技術提案

#### (2) 「品質管理」について

本工事は、供用中の高速道路における既設鉄筋コンクリート床版と新設鋼床版との一体化が必要なため、接続部（間詰コンクリート）の品質確保が重要であります。また、鋼床版デッキプレートは振動下で現場溶接を行うため、品質管理に留意する必要があります。

よって、以下に示す内容について標準案より優れた技術提案を求める。

イ 供用下の床版接続部（間詰コンクリート）の品質確保に関する技術提案

ウ 振動下における現場溶接の品質管理に関する技術提案

#### (3) 「沿道環境又は安全に対する配慮」について

本工事は、既設高速道路の拡幅及び一体化を行うため、既設コンクリート構造物（床版及び高欄）の撤去作業が必要となり、作業に際し、沿線住民への騒音低減に留意する必要があります。また、桁架設等高所作業を伴うため、作業員の工事事故防止に留意する必要があります。

よって、以下に示す内容について標準案より優れている技術提案を求める。

エ 既設コンクリート構造物（床版及び高欄）撤去時の騒音低減に関する技術提案

オ 高所作業時の作業員に対する安全対策に関する技術提案

### 2 発注者の標準案

設計図書、土木工事共通仕様書又はこれらの記載に類似した内容を標準案とします。

### 3 記述上の注意

- (1) 技術テーマ1件に付き、別記様式4-1～4-5に示すとおり、A4サイズの用紙1ページに記述するものとします。
- (2) 評価項目において求めている技術提案の件数は、技術テーマ1件に付き2提案までとします。  
3提案以上の技術提案が記載されている場合は、その内の2件を評価対象とします。
- (3) 技術提案としては、別記様式4-1～4-5に示す技術提案の内容の1つの欄に記載されている事項やその内容を1提案として取り扱います。
- (4) 技術提案の内容が類似している場合は、併せて1提案として取り扱います。
- (5) 全ての技術テーマについて、技術提案がない場合、標準案の記載のみの場合、又はこれらが混在する場合には、入札参加資格を認めません。
- (6) 技術提案の内容は具体的な根拠を伴い確認できる必要があり、別記様式4-1～4-5にこれらに関する参考資料を添付してもよいものとします。なお、参考資料を添付する場合は、最小限に留めてください。
- (7) NETISに登録されている技術を用いる場合は、その登録番号を記載してください。その際、公

表されている資料を参考資料として添付する必要はありません。

- (8) 技術提案については、当該工事において履行することになるため、契約後、その詳細について監督員に説明する必要があります。

## 現 場 説 明 書 (工 事)

1. 工 事 名 市道高速1号新黄金オンランプ（西）工区上部工事
2. 工 事 場 所 名古屋市中川区九重町地内
3. 工 期 契約締結日の翌日から令和11年12月20日まで
4. 入 札 年 月 日 入札公告のとおり
5. 入 札 場 所 入札公告のとおり
6. 調 査 基 準 価 格 (有)
7. 前 払 金 (有) 10分の3以内
8. 部 分 払 金 (有) 10回以内

## 説明事項

### 1 入札上の注意

- (1) 入札その他の取扱いは、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得及び名古屋高速道路公社電子入札要領によるものとする。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札金額は、設計図書（別冊の図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ）により積算すること。
- (4) 説明事項及び特記仕様書は、共通仕様書に優先するものであるから、同一事項について二様に示されているときは、説明事項及び特記仕様書によるものとする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載すること。
- (6) 説明の際に渡された設計図書は、入札の日に持参し、返却するものとする。

### 2 契約上の注意

- (1) 落札者は、直ちに消費税法及び地方税法に基づく課税事業者であるか免税事業者であるかの旨を届け出るものとする。
- (2) 落札者は、工事請負契約書の提出と同時に契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約についてはその契約の保証について請負金額の10分の3以上とする。なお、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約は、落札決定の日から7日以内に締結するものとし、契約締結の効力は、当該契約について契約書に名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）及び落札者が記名押印した時に確定する。
- (4) 受注者は、契約締結後7日以内に着工届（様式第1）、現場代理人・主任（監理）技術者等届（様式第2）及び工程表（様式第3）を提出するものとする。

### 3 代金の支払等

- (1) 前払金（【7. 前払金】が（有）の場合に適用する。）

前払金は、契約締結後、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証証書を寄託した場合には、請負代金額の【7. 前払金】の額を前払金請求書（様式第4）により請求することができる。

なお、工事中止を命じた場合には前払金を返還させることがある。

- (2) 部分払金（【8. 部分払金】が（有）の場合に適用する。）

部分払金は、工期中【8. 部分払金】の回数以内で、出来高に応じその10分の9

以内の額を既済部分代金請求書（様式第5）により請求することができる。この場合においては、あらかじめ既済部分検査申請書（様式第6）を提出しなければならない。

なお、前払金の支払を受けているときは、出来高に応じ前払金の一部を部分払金から減額する。

- (3) 工事がしゅん功したときは、しゅん功届（様式第7）を提出するものとする。また、検査に合格したときは、目的物引渡書（様式第8）を提出するものとする。  
しゅん功代金は、しゅん功代金請求書（様式第9）により請求するものとする。

#### 4 様式の提出部数

様式番号	様式名	提出部数	
		正	副(写し)
1	着工届	1	1
2	現場代理人・主任（監理）技術者等届	1	1
3	工程表	1	1
4	前払金請求書	1	1
5	既済部分代金請求書	1	1
6	既済部分検査申請書	1	1
7	しゅん功届	1	1
8	目的物引渡書	1	1
9	しゅん功代金請求書	1	1

（注）提出先は、監督員とする。

## 指 導 事 項

### 1 建設工事の適正な施工の確保について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、専任の監理技術者又は専任の監理技術者補佐については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
- (3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合においては、発注者から請求があつたときは、資格者証を提示すること。
- (4) (1)から(3)までのほか、建設業法等に抵触する行為を行わないこと。

### 2 建設業退職金共済制度について

- (1) 受注者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1か月以内に、発注者に提出すること。

なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- (4) 受注者は、(3)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、(3)の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- (5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- (6) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な受注者については、指名等において考慮することがある。
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、

元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

- (8) 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

様式第1

年　月　日

名古屋高速道路公社

理事長 様

住 所

受注者

氏 名

着 工 届

1 工事名

2 契約年月日 年　月　日

3 契約金額 金 円

4 完成期限 年　月　日

上記工事は、 年　月　日着工しましたので届出ます。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2

年　月　日

名古屋高速道路公社

理事長 様

住 所

受注者

氏 名

現場代理人・主任(監理)技術者等届

1 工事名

2 着工年月日 年　月　日

3 完成期限 年　月　日

4 氏　　名 現場代理人 (経歴書添付)  
　　　　　　主任技術者 (経歴書添付)  
　　　　　　監理技術者 (経歴書添付)  
　　　　　　監理技術者補佐 (経歴書添付)  
　　　　　　専門技術者 (経歴書添付)

上記の者を選任しましたので届出ます。

(備考) 経歴書には、資格者証、監理技術者講習修了証等の写しを含むものとする。

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3

年　月　日

名古屋高速道路公社

理事長 様

住 所

受注者

氏 名

### 工 程 表 の 提 出 に つ い て

下記工事の工程表を別紙のとおり提出します。

記

1 工 事 名

2 契約年月日 年　月　日

3 契 約 金 額 金 円

4 期 間 年　月　日 から  
年　月　日 まで

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(別紙)

工 程 表

工種 年月日 数 量	年 月		月		10
	10	20	10	20	

様式第4

前 払 金 請 求 書

金 円也

( % 対象 円)

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

ただし、(工事名) 前払金

上記のとおり請求します。

年 月 日

名古屋高速道路公社 様

住 所

受注者

氏 名

登録番号

1 契 約 金 額 金 円

2 契 約 年 月 日 年 月 日

(前払金保証証書添付)

指定振込銀行	預 金 種 別	口 座 番 号	口 座 名 義 人
銀行 支店	別口普通預金		(フリガナ)

(備考) 1 振込口座は、前払金専用の「別口普通預金口座」を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5

既済部分（第　　回）代金請求書

金　　円也  
( %対象　　円)  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円)

ただし、年　月　日検査に合格した（工事名）  
上記のとおり請求します。

既済部分代金

年　月　日

名古屋高速道路公社 様

住 所  
受注者  
氏 名

登録番号

1 契 約 金 額 金　　円

2 契 約 年 月 日　　年　月　日

指定振込銀行	預金種別	口座番号	口 座 名 義 人
銀行 支店	預金		(フリガナ)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6

既済部分（第　　回）検査申請書

年　　月　　日

名古屋高速道路公社

理事長　　様

住　所

受注者

氏　名

下記工事の部分払を請求したいので、既済部分検査を申請します。

記

1 工　事　名

2 工　事　場　所

3 契約金額　　金　　円

4 期　　間　　年　　月　　日から  
　　　　　　　　年　　月　　日まで

(備考)　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7

年　月　日

名古屋高速道路公社

理事長 様

住 所  
受注者  
氏 名

し ゆ ん 功 届

1 工事名

2 契約年月日

3 契約金額 金 円

4 完成期限 年 月 日

上記工事は、 年 月 日 しゅん功しましたので届出ます。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8

年　月　日

名古屋高速道路公社

理事長 様

住 所  
受注者  
氏 名

目 的 物 引 渡 書

工 事 名

上記工事は、 年 月 日 しゅん功検査に合格しましたので引き渡します。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第9

し ゆ ん 功 代 金 請 求 書

金 円也  
( %対象 円)  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

ただし、 年 月 日検査に合格した (工事名) しゅん功代金を上記の  
とおり請求します。

年 月 日

名古屋高速道路公社 様

住 所  
受注者  
氏 名

登録番号

1 契 約 金 額 金 円

2 契 約 年 月 日 年 月 日

指定振込銀行	預金種別	口座番号	口 座 名 義 人
銀行 支店	預金		(フリガナ)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。